

【保存版】大北勤労者互助会 活用ハンドブック

(2026年4月版)

申請名		添付する書類
入会	新規に事業所が入会する場合	第1号様式 新規・追加入会申込書 第2号様式 会員カード(1人1枚) 第3号様式 預金口座振替依頼書 入会金 1名につき 100円(現金)
	会員が追加入会する場合	第1号様式 新規・追加入会申込書 第2号様式 会員カード(1人1枚) 入会金 1名につき 100円(現金)
脱会	事業所または会員が脱会する場合	第4号様式 脱会届 全福ネットメンバーズカード←紛失した場合 「会員証再発行申請書および紛失届」
変更	事業所 事業所名・代表者名・所在地 ・電話番号	第7号様式 変更届
	会員 氏名・住所・電話番号	
人間ドック等補助 (一泊・日帰り・脳ドック・オプション検査)		第9号様式 人間ドック等受診補助金交付申請書 受診者及び検査の種類が明記された領収書(コピー可)
インフルエンザ予防接種費用補助		第10号様式 インフルエンザ予防接種補助金交付申請書 インフルエンザ予防接種補助金領収書等貼付台紙 インフルエンザ予防接種補助金請求者集合名簿 会員または事業所宛の接種がわかる領収書(コピー可)
チケット助成(30%の補助)		会員各自で購入したチケットのコピー



● 共済事由添付書類



共済事由		添付する書類	
祝金	結婚祝金	第5号様式 共済金給付申請書兼領収書 第8号様式 共済事由発生証明書 ※婚姻等により氏名や住所、家族構成が変更になった場合は、『変更届』と氏名変更があった場合は新しい会員証を発行します。旧会員証と『会員証再発行申請書および紛失届』を提出してください。結婚による名前の変更の再発行は無料です。	
	出生祝金		
	就学祝金		会員の子が小学校に入学した場合
			会員の子が中学校に入学した場合
	二十歳の祝金		会員が満20歳に達した場合
	還暦祝金		会員が満60歳に達した場合

死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合		<p>○本人保障・本人財産保障 保険金請求書 (窓口にあります)</p> <p>○医師の死亡診断書または死体検案書</p> <p>○会員死亡時の全部事項証明書</p> <p>○事故の場合は、事故を証明する書類</p> <p>※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</p>
		不慮の事故により死亡した場合		
		疾病により死亡した場合	65歳未満	
65歳以上				
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			<p>第5号様式 共済金給付申請書兼領収書</p> <p>第8号様式 共済事由発生証明書</p> <p>○死亡証明書類(死亡診断書、お悔み礼状等)</p> <p>○会員との関係が分かる書類 (家族登録が無い場合)※コピー可</p>
	会員の子が死亡した場合			○死亡証明書類(死亡診断書、お悔み礼状等)
	会員の親が死亡した場合			
	会員の同族親族が住宅災害により死亡した場合			事前にお問い合わせください
重度障害・後遺障害保険金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合		<p>○本人保障・本人財産保障 保険金請求書 (窓口にあります)</p> <p>○医師の後遺障害診断書(本会所定の用紙)</p> <p>○事故の場合は、事故を証明する書類</p> <p>※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</p>
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		
		疾病による重度障害の状態となった場合	65歳未満	
65歳以上				
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	休業14日以上	<p>第5号様式 共済金給付申請書兼領収書</p> <p>第8号様式 共済事由発生証明書</p> <p>○本人保障・本人財産保障 保険金請求書</p> <p>○休業期間が分かる書類(出勤簿等の写し)</p> <p>○傷病名がわかる書類(医師の診断書等)</p> <p>※コピー可</p>
			休業30日以上	
			休業60日以上	
			休業90日以上	
			休業120日以上	
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	<p>第5号様式 共済金給付申請書兼領収書</p> <p>第8号様式 共済事由発生証明書</p> <p>○本人保障・本人財産保障 保険金請求書</p> <p>※建物の延床面積(坪または平米)を必ずご記入ください。</p> <p>○修理業者による見積書</p> <p>○罹災証明書(下記ア～カのいずれか)</p> <p>ア.消防署の罹災証明書 イ.地方自治体の罹災証明書 ウ.所属団体の責任者の証明書 エ.隣人または目撃者の証明書 オ.加害者の証言 カ.その他、全労済が認める証明書</p> <p>○損害箇所(修理前の状態)の写真</p> <p>○その他、全労済協会が提出を求める書類</p> <p>※手続きが複雑なので、事前にお問い合わせください。</p>
			30%以上50%未満	
			20%以上30%未満	
			20%未満	
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	
			20%以上70%未満	
			20%未満	
会員の居住する建物の床上浸水				